

入学料・授業料免除申請、 入学料徴収猶予申請のしおり 【学部新入生用】

鳴門教育大学
学生課学生係

I. 対象者

【入学料免除・授業料免除（前期分）】

独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金（以下、「給付型奨学金」という。）の支給対象者となった者

※「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の選考結果・給付奨学金の欄に支援区分が明記されている者

【入学料徴収猶予】

入学月に給付型奨学金制度（在学採用）への申込を予定している者

（入学後に必ず、給付型奨学金制度（在学採用）の申込及び入学料・授業料免除の申請の両方を行ってください。）

※上記以外で入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予の申請をしようとする者は、学生課学生係まで問い合わせてください。

※家計が急変した場合は、別途対応しますので、学生課学生係まで問い合わせてください。

II. 評価基準

給付型奨学金の区分に基づき許可（全額、2／3、1／3）・不許可を決定します。

III. 申請手続

（1）提出方法 原則として、入学手続きのしおりに同封している「入学手続用封筒」で郵送してください。

直接窓口への持参による受付も可能ですが、窓口が混雑しますので郵送での手続きにご協力願います。直接持参する場合の受付時間は、8時30分から17時15分までとします。
(ただし、土日祝日は除く。)

（2）提出期限 推薦入試合格者は、令和8年2月18日（水）まで（必着）

前期日程合格者は、令和8年3月15日（日）まで（必着）

後期日程合格者は、令和8年3月27日（金）まで（必着）

※期限を経過したものは受理できません。

（3）送付先 （別途郵送する場合）

〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748

鳴門教育大学 教務部学生課学生係

（4）結果通知 学生用掲示板にて周知（7月下旬予定）し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。

※入学料は「全額免除」を許可された者を除き、その決定が告知された日から起算して14日以内に入学料を納付するか、入学料徴収猶予の申請を行ってください。（期限までに納付がない場合は除籍となります。）

※入学料徴収猶予が許可されると8月末日まで入学料の徴収が猶予されます。

(5) 注意事項 入学料・授業料免除又は徴収猶予申請者は、結果が判明するまでは入学料・授業料を納付しないでください。

※入学料・授業料免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、結果が判明するまで（4～6月）の引落は行いません。

(6) その他 申請書類に関して分からないう�あれば、学生課学生係まで問い合わせてください。
(電話 : 088-687-6119 E-mail : kousei@naruto-u.ac.jp)

IV. 提出書類

(1) 入学料・授業料免除、入学料徴収猶予申請提出書類チェック表

- ・所属予定の専修又はコース、氏名、電話番号（携帯電話）及びメールアドレスを記入し、書類不備がないか確認してください。
- ・給付型奨学生について、申込状況を記入してください。

(2) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（入学料・授業料免除申請書）

※給付型奨学生（予約採用）の支給対象に決定した者が提出する

- ・本人が自署してください。
- ・所属欄は、所属予定の専修又はコースを記入してください。
- ・学籍番号欄は、空欄のままにしてください。

(3) 入学料徴収猶予申請書

※入学月に給付型奨学生（在学採用）への申込予定者が提出する

- ・氏名欄は、本人が自署してください。
- ・学籍番号欄は、空欄のままにしてください。
- ・「徴収猶予を受けたい理由」欄は、必ず本人が詳細に記入し、欄が不足するときは裏面又は別紙（様式自由）に記入して添付してください。

※給付型奨学生（予約採用）の支給対象者に決定した者で、徴収猶予も希望する場合は前記（2）と両方提出してください。

(4) 給付型奨学生の支給対象者であることを証明する書類

※入学料・授業料免除の申請者のみ

給付奨学生の支給対象に決定している者は、日本学生支援機構からの通知「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」のコピーを提出してください。

(5) 出身高等学校の成績証明書（私費外国人留学生を除く。）

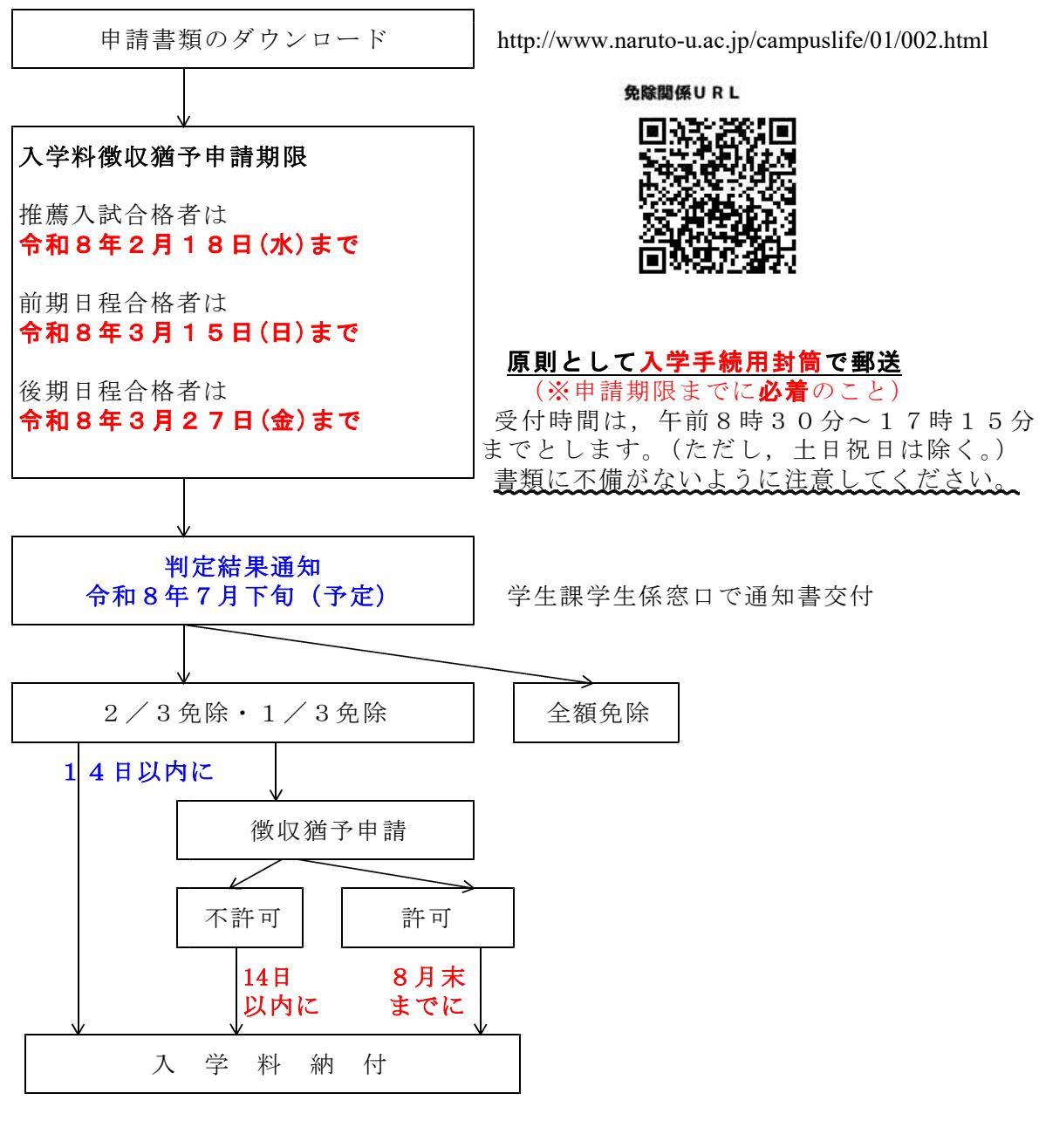
私費外国人留学生を除く申請者全員が提出してください。

現在、卒業見込者の場合は、卒業年月日が記載された成績証明書を4月13日（月）までに学生課学生係へ提出してください。

(6) 封筒（長形3号）

結果通知を封筒に入れて交付します。自分の所属する専修又はコース及び氏名を表面に丁寧に記入して提出してください。

入学料免除のフローチャート 給付型奨学金（予約採用）の採用候補者決定通知書を所持している者



※提出書類により取得した個人情報は、入学料免除・徴収猶予者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

入学料徴収猶予のフローチャート

令和8年4月に給付型奨学金（在学採用）への申込予定者



※提出書類により取得した個人情報は、入学料免除・徴収猶予者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

別記様式第6号（第3条関係）

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鳴門教育大学が機構の保有する私の給付奨学生金に関する情報の送付を受けること及び機構が鳴門教育大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申 請 者	フリガナ		入学年月	20 年 4月入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生	(歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属		学籍番号 (学年)	(年)	
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯			
過去に本制度の支援を受けた学校名、期間 (*)	(学校名)	(期間/月数) 年 月 ~ 年 月 / 月			
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある・ない		
機構の給付奨学生金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)					
※以下の身分であることを証明する書類の写しを添付すること。					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば受付番号) (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付奨学生の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

(R 8 入学料徴収猶予)

入学料徴収猶予申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____
生年月日 年 月 日 生

下記により入学料徴収猶予を受けたいので、許可くださる
よう関係書類を添え、申請します。

記

徴収猶予を受けたい理由（詳細に記入のこと。）

（注）氏名は、必ず本人が自署すること

入学料・授業料免除、徵収猶予申請提出書類チェック表（学部 新入生用）

専修・ コース名	氏名	電話番号(携帯)
メールアドレス		

- 入学料・授業料免除、徵収猶予申請提出書類チェック表(学部新入生用)
- 大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
(入学料・授業料免除申請書) ※予約採用の候補者として決定された者は、
いずれか又は両方提出
- 入学料徵収猶予申請書 ※入学月に給付型奨学生制度(在学採用)への申込を
予定している者は、入学料徵収猶予申請書を提出
- 出身高等学校の成績証明書 ※卒業年月日が記載されているもの、卒業見込者は令和8年4月13日(月)までに提出。
- 封筒(長形3号) ※封筒の表に自分の専修・コース名及び氏名を記入したもの

※ 高等教育の修学支援新制度に基づく独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学生について

- 予約採用の申込を行い、給付型奨学生の採用候補者となっている。
- 在学採用の申込を行う予定である。(入学後、給付型奨学生の申込を行ってください。)

(注1) 上の□いずれかにチェックを付すこと。

(注2) 原則として、給付型奨学生の申込を行わず入学料・授業料免除を受けることはできません。

学校教育学部における入学料・授業料免除は、日本学生支援機構の保有する給付型奨学生に関する情報の
送付を受けて決定します。